様式4

協　定　書

　八千代市消防本部(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は，　　　　　　　　　　　　に設置した防火水槽の使用及び維持管理について，次のとおり協定する。

1. 乙は，消防活動に支障とならないよう防火水槽の維持管理をする。
2. 防火水槽に，破損・漏水など消防活動に支障をきたすおそれが生じた場合

は，乙は甲に速やかに連絡し，乙の責任において復旧する。

1. 甲は，災害又は緊急時，消防用水利として使用できるものとする。
2. 甲は，前項の目的で使用した場合は，防火水槽の補水を行うものとする。
3. 本協定締結後において，乙の用地所有権又は，権利の移転あるいは，防火

水槽の徹去の必要性が生じた場合は，乙は甲に速やかに通知するものとする。

1. 本協定に定めのない事項，又は疑義を生じた事項については，その都度甲

乙協議して定めるものとする。

 この協定を証するため，甲と乙とは本書を2通作成し，それぞれ記名押印の上，その1通を保有する。

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　 八千代市大和田新田１８６番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　八千代市消防長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印